

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	社会福祉法人の定款変更の認可等		
根拠法令及び条項	社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)第43条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 社会福祉法第25条及び第32条 ※別添の社会福祉法(一部抜粋)参照		
審査基準 設定年月日	平成25年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 期間(請求があった日の翌月初日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部障がい福祉課(障害福祉に関する社会福祉法人に限定する)		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)抜粋

(要件)

第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(認可)

第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。